記者発表 (資料配付)				
月/日 (曜日)	担当課・班	電話	発表者 (担当班長)	その他配付先
11/16 (木)	社会教育課 施設·管理班	(078) 362-9434	課長 土屋 由利子 (主幹 茶谷 剛安)	なし

博物館法第10条の規定による博物館の登録について

博物館法(昭和26年法律第285号)第10条の規定により、下記のとおり博物館を登録しました。

記

1 登録内容

登録年月日	平成29年11月1日
登録番号	第32号
設置者の名称	尼崎市
及び住所	尼崎市東七松町1丁目23番1号
名 称	尼崎市立文化財収蔵庫
所 在 地	尼崎市南城内10番地の2
備考	種別 歴史博物館

2 登録博物館の要件等

博物館登録審査(博物館法第12条)

(1) 博物館の事業を達成するために必要な博物館資料があること。

歴史	考古	民俗	産業	美術工芸	複製	模型
8,519 点	17点	102 点	4,856 点	1,138 点	64 点	16 点

合計 14,712点

※その他、図書:25,325冊、写真:9,548点

(2) 必要な学芸員、その他職員を有すること。

(職員数) 10名

(内 訳) 館長:1名 学芸員:8名(内 嘱託2名)

事務職員:1名

(3) 必要な建物及び土地があること (建物面積約165 ㎡以上)。

土地面積: 8, 663 ㎡ 床面積: 本館 2, 090 ㎡

産業・民俗資料室 252㎡

- (4) 一年を通じ百五十日以上開館すること。
 - ・平成28年度実績・309日(※月曜日及び年末年始休館)

3 入館料及び開館時間

入館料	無料
開館時間	午前9時~午後5時30分(入館は午後5時まで)

4 登録博物館等の状況(平成29年11月1日現在)

-			
	施設の分類	施設数	内訳
	登録博物館	23館	美術(9) 歴史(10) 総合(3) 科学(1)
	博物館相当施設	13館	美術(1)歴史(4)総合(1) 科学(4)
	1分1/05日1日日加収	I O KH	動物園・水族館(3)